

【参考資料】

（仮称）滑川市手話言語条例の制定について

1 条例を制定する背景

(1) 国連で採択された障害者権利条約（H18.12 採択）は手話を言語の1つとして定義しており、また、それを受けて改正された障害者基本法（H25.6 改正）においても、手話を言語に含まれるものとして規定されています。

(2) 聴覚に障害を持つ方々でつくる団体を中心として、手話の獲得、習得、普及、使用及び研究保存を保障する「手話言語法」の制定への取り組みがなされており、平成28年3月までに全都道府県・市区町村議会において手話言語法制を求める意見書が採択されました。なお、滑川市議会では平成25年12月議会において採択されています。

(3) また、ろう者が暮らしやすい地域社会となるよう、地域における、ろう者、手話、手話通訳への理解を促進し、地域の実情にあった手話に関する施策の推進を図ることを目指した「手話言語条例」の制定の動きも全国各地で見られています。

平成25年に鳥取県や北海道石狩市で制定されたのを先駆けに、現在、55の自治体（H28.10.20 現在）で条例が制定されているほか、条例制定の動きの拡大への取り組みなどを目的として平成28年6月には「全国手話言語市区長会」が発足し、滑川市長もこの会に加盟しています。また平成28年7月には「手話を広める知事の会」も発足しています。

2 条例を制定する目的

この条例は、人と人のコミュニケーションを図るうえで使われている音声による言語と同様に、手話も非音声の「言語」であるとの認識に基づき、「手話や“手話を必要とする人”への理解の促進と手話の普及」に関して基本理念を定め、市の責務や市民のみなさん及び事業者のみなさんの役割を定めるものです。

また、本市の手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生することができるまちづくりの実現を目指すものです。

3 条例（素案）の概要

この条例は、次の内容により構成されています。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 前文 | ・ 条例制定の背景や目指すものを規定しています。 |
| (2) 目的 | ・ 条例を制定する目的を規定しています。 |
| (3) 基本理念 | ・ 手話への理解の促進及び手話の普及は、 <u>手話が言語であるとの認識に基づき</u> 、手話を必要とする人が、 <u>手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されること</u> を基本とすることを規定しています。 |
| (4) 市の責務 | ・ 市は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有することを規定しています。 |
| (5) 市民・事業者の役割 | ・ 市民のみなさんや事業者のみなさんに、手話への理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めることをお願いしています。
・ 事業者のみなさんに、日頃から、ろう者その他の聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスを提供するよう努めることをお願いしています。 |

- (6) 施策の策定及び推進 ・ 施策の推進方針の策定や、施策の推進状況の点検等を行うための会議の設置を規定しています。
- (7) 財政措置 ・ 市は、施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならないことを規定しています。

4 これまでの経緯及び今後の予定

- H25. 12月 ・ 滑川市議会が『「手話言語法制定」を求める意見書』を採択しました。
- H26. 10月 ・ 滑川市ろうあ福祉協会から「手話言語条例の制定」を含む要望書が提出されました。(H27. 11月にも同様の要望書が提出されています。)
- H27 年度～ ・ 手話言語条例に関する資料収集や各種研修会への参加、すでに条例を制定している先進地の視察を実施しました。
- H28. 9月～ ・ 聴覚に障害を持つ方や手話通訳者の団体の代表者からなる条例案作成に係る検討会議を開催しています。(以降、10月及び12月にも開催しています。)
- H29. 1月 ・ パブリックコメントの実施 (H29. 1. 4～2. 3)
- 3月 ・ 議案上程を予定しています。

5 施策の推進方針及び会議の設置について

条例では、市は手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため “施策の推進方針” を策定することとしており、具体的には、次の4つの方針に基づき、各種の取組みを進めていくことと定めています。

(1) 聴覚障害者への理解の促進を図るための施策として

- ・ 市広報やHPなどを活用した聴覚の障害や聴覚の障害を持つ方に対してできる配慮についての周知に取り組みます。

(2) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策として

- ・ 市の広報やホームページ、パンフレットなどを活用した手話への理解促進や、市民向け手話講座の開催などを通じた手話の普及促進に取り組みます。

(3) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策として

- ・ 手話による意思疎通が必要な方に対し、手話通訳者の派遣を通じた意思疎通支援に取り組みます。

(4) 手話通訳者など意思疎通支援者のための施策として

- ・ 各種手話資格の取得を支援するなど、意思疎通支援に協力していただける方の拡充に取り組みます。